産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

産業競争力強化法施行規則（平成三十年文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第四条）	第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　削除	第二章　新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進（第五条―第十一条）
第三章　事業再編の円滑化	第三章　事業再編の円滑化
第一節　事業再編計画（第十二条―第十六条）	第一節　事業再編計画（第十二条―第十六条）
第二節　特別事業再編計画（第十七条―第二十一条）	第二節　特別事業再編計画（第十七条―第二十一条）
第三節　特例措置（第二十二条―第四十一条）	第三節　特例措置（第二十二条―第四十一条）
第四章　創業等の支援（第四十二条―第四十六条）	第四章　創業等の支援（第四十二条―第四十六条）
第五章　雑則（第四十七条―第五十二条）	第五章　雑則（第四十七条―第五十二条）
附則	附則
第二条　削除	（主務省令で定める新たな事業活動）
	第二条　法第二条第三項の主務省令で定める新たな事業活動は、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動のうち、当該新たな事業活動を通じて、生産性（資源生産性（エネルギーの使用又は鉱物資源の使用（エネルギーとしての使用を除く。）が新たな事業活動を実施しようとする者の経済活動に貢献する程度をいう。）を含む。）の向上又は新たな需要の開拓が見込まれるものであって、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないものをいう。
	（関係事業者に関する主務省令で定める関係）
	第三条　法第二条第九項の主務省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。
	一～四　［略］
	（外国関係法人に関する主務省令で定める関係）
	第四条　法第二条第十項の主務省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。
	一～四　［略］
	第二章　削除
	第五条から第十一条まで　削除
	（関係事業者に関する主務省令で定める関係）
	第三条　法第二条第八項の主務省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。
	一～四　［略］
	（外国関係法人に関する主務省令で定める関係）
	第四条　法第二条第九項の主務省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。
	一～四　［略］
	第二章　新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進
	（新たな規制の特例措置の求めに係る手続）
	第五条　法第六条第一項の規定により新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施しようとする者は、当該新たな規制の特例措置の整備を求めるときは、当該新たな規制の特例措置の内容その他の事項を記載した様式第一による要望書（以下この条において「要望書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。
	2　二以上の主務大臣に要望書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該要望書は、当該一の主務大臣が受理した日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。
	3　法第六条第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る新たな規制の特例措置がその所管する法律、政令又は主務省令により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合において、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずる必要があると認めるときは、要望書を受理した日から原則として一月以内に、講ずることとする新たな規制